

事業費補助金調査票(表)

補 助 金 名	栗源線バス運行補助金
---------	------------

担 当 課	市民生活部 交通防犯課					
科目・事業コード	会計 款 項 目 事業					
	01	02	01	09	50	— 01
事 業 名	路線バス運行支援事業					
新規・継続の別	継続					
補 助 ・ 単 独 の 別	市単					
補 助 の 種 類	事業					

R5実施計画額	4,014	千円
R4 予 算 額	2,861	千円
R3 決 算 額	3,898	千円
R2 決 算 額	3,183	千円
R1 決 算 額	4,286	千円
H30 決 算 額	3,906	千円
H29 決 算 額	3,276	千円

事 業 の 趣 旨 ・ 目 的	路線バス廃止を防止し、地域沿線市民の交通の利便を図るため、香取市及び多古町と協働して千葉交通に代替バスを運行させ、その運行経費に係る赤字額の一部を補助し、生活バス路線の維持継続を図るものである。						補 助 対 象 者	【補助対象者】 千葉交通株式会社								
								【補助対象経費】 経常損益の不足額について、成田市・香取市・多古町が、各市町村の走行距離按分に応じて、補助する。								
根 拠 法 令 等	開始年度 平成 11 年度						補 助 率	【補助率】 運行経費赤字額 × 約50.2%(※) ※本市内の走行距離按分								
	(市) 成田市補助金等交付規則 成田市路線バス運行事業費補助金交付要綱							【国県等の補助率】 市単独補助事業のため、国県等の補助なし								
留 意 事 項							成 果 指 標	【近隣自治体の補助率】 ・香取市:運行経費赤字額×約37.1% ・多古町:運行経費赤字額×約12.7% ・館山市と南房総市 日東交通が運行する4路線に補助 (当市算定基礎と同様に市内走行距離で按分)								
決 算 内 訳	令和 3 年度決算額等 (単位:千円)						成 果 指 標	成果指標:利用者数 (単位:人)								
		金 額	件 数	割 合				<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>数 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>10,136</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>10,775</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>12,657</td> </tr> </tbody> </table>			年 度	数 値	令和3年度	10,136	令和2年度	10,775
年 度	数 値															
令和3年度	10,136															
令和2年度	10,775															
令和元年度	12,657															
全体事業費	7,767															
うち市補助金	3,898	1	50.2%													
うち国補助	0		0.0%													
うちその他補助	3,869		49.8%													
自己負担	0		0.0%													

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄			
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	工. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当			
	市の総合計画に合致する	市の基本施策である、「道路ネットワークと交通環境を整える」に合致し、バス交通の利便性向上に努めている。			
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	公共交通機関の確保維持は、市民ニーズが高く、高齢化が進む今後においても、必要不可欠な事業である。		
	類似の補助事業はない	はい			
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2以下である	いいえ	本補助は、各市町の走行距離で按分し、それぞれで協調して赤字補てんを行うという性質上1/2を超えることはやむを得ないものである。		
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通			
明確性	個別の規則が整備されている	いいえ			
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	はい			
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	はい			
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	はい			
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	利用者数 R1年度：12,657人、R2年度：10,775人、R3年度：10,136人		
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	路線沿線には、代替となる公共交通手段がなく、地域住民にとって必要な交通手段となっている。		
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい			
最終評価	維持継続				
所見	路線バスは市民にとって必要な交通手段であり、効率的な運営を行っても、自助努力では賄いきれない部分は市が補助せざるを得ず、補助率は他市事例も距離按分を行っている状況である。市民ニーズの高い公共交通への支援策であるため、関係他市町や運行事業者と協議をしつつ、継続して補助を実施する。				